

令和3年
第3回多摩市議会
定例会

委員会提出議案

多摩市議会

委員会提出議案第4号

多摩市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和3年9月30日

提出者	多摩市議会議会運営委員長	池田 けい子
賛成者	多摩市議会議会運営委員	大くま 真一
同	同	岸田 めぐみ
同	同	大野 まさき
同	同	渡辺 しんじ
同	同	遠藤 ちひろ
同	同	山崎 ゆうじ

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

多摩市条例第 号

多摩市議会基本条例の一部を改正する条例

多摩市議会基本条例（平成22年多摩市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「次に掲げる方法のうち事案に応じて必要なもの」を「必要に応じて次に掲げる方法その他適当と認める方法」に改める。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

第25条第1項中「議会は」の次に「、おおむね4年ごとに」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多摩市議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">平成22年 3 月15日 条例第 4 号</p> <p style="text-align: center;">多摩市議会基本条例</p> <p>(情報共有と市民意見の把握)</p> <p>第5条・2 略</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を把握し、意思決定に反映させるため、<u>必要に応じて次に掲げる方法その他適当と認める方法</u>を用いるものとします。</p> <p>(1) 議会報告会の実施 (2) 意見交換会の実施 (3) パブリックコメントの実施 (4) アンケート調査等の実施</p> <p>4 略</p> <p>(決算・予算の連動)</p> <p>第9条 議会は、決算審査に当たって、市長等が執行した事業等の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行わなければなりません。<u>ただし、災害その他やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(条例の見直し等)</p> <p>第25条 議会は、<u>おおむね4年ごとに</u>、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において検証するものとします。</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: right;">平成22年 3 月15日 条例第 4 号</p> <p style="text-align: center;">多摩市議会基本条例</p> <p>(情報共有と市民意見の把握)</p> <p>第5条・2 略</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を把握し、意思決定に反映させるため、<u>次に掲げる方法のうち事案に応じて必要なもの</u>を用いるものとします。</p> <p>(1) 議会報告会の実施 (2) 意見交換会の実施 (3) パブリックコメントの実施 (4) アンケート調査等の実施</p> <p>4 略</p> <p>(決算・予算の連動)</p> <p>第9条 議会は、決算審査に当たって、市長等が執行した事業等の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行わなければなりません。</p> <p>2・3 略</p> <p>(条例の見直し等)</p> <p>第25条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において検証するものとします。</p> <p>2 略</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	